

令和6年7月25日

請求人 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 中 井 成 郷

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定により、令和６年５月２７日付で提出のありました住民監査請求について、同条第５項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第 1 請求人

氏 名

第 2 請求の要旨

請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 請求の要旨

今回の住民監査請求の対象は、”川西市（以下で「本市」という）斎場運営に関する本市と（株）大林ファシリティーズ大阪支店・構成団体（株）五輪（以下で「業者 G」という）との R5 年度の協定書 “の内の残骨灰処理の件（以下で「本件財務会計行為」という）である。

本件財務会計行為は、地方自治法（以下で「法」という）242 条 1 項に規定されているうちの違法な「財産の管理を怠る事実」に該当する。

よって、越田市長に対し損害賠償請求を行う。

2. 住民監査請求に至った理由

- ① 以前“残骨灰”や“残骨灰に含まれる貴金属（以下で「有価物」という）の売却”という言葉は、一般には馴染みがなかったが、現時点（R6 年 5 月）において“有価物の売却”は、全国 20 の政令都市のうちの四分之三の都市（札幌市・仙台・千葉・横浜・浜松・名古屋・新潟・京都・大阪・神戸・岡山・広島・福岡・北九州・熊本）で既に実施されており、それ以外の地方都市（多治見市、宝塚市等々）でも常態化している。
- ② ふた昔（10 数年）前、日本のほとんどの市において、ご遺体の火葬後、遺族が収骨後の残骨灰に含まれる有価物は、処理業者が売却し、その利益はすべて業者のものとなっていた。本市も、斎場創業～平成 30 年までは、残骨灰処理を処理業者と 1 円契約し、処理費と相殺する形で有価物を業者に譲っていた（別紙事実証明書ー1 1 円契約）。
- ③ 全国的に“有価物の売却”が行われるようになった単純明快な 3 つの理由。
 - 1) 一つ目の理由は、地方自治体の財政難の中、斎場の老朽化の修繕費と高齢化による火葬件数の増加による予算オーバーの対策費捻出問題。
 - 2) 二つ目の理由は、【大審院（現在の最高裁判所）判決（1939（昭和 14）年）で「残骨灰の所有権については、収骨前は遺族にあるものの、収骨後は市町村に移る」である。よって残骨灰に含まれる有価物も残骨灰同様、市に所有権が有ることになる。⇒上記 1) を解決できる方法を発見。
 - 3) 三つ目の理由は、“残骨灰処理費より残骨灰に含まれている有価物の売却金額の方がはるかに大きかったという事実”に行政が気付いたことである。

＊この三つの主な理由で“全国的に残骨灰に含まれる有価物の売却が常識”となった。

- ④ 請求人が R4 年末に残骨灰に含まれる有価物が売却されていることに気付いてからの調査後の感想は、1) 新潟市が 10 年以上前（H25 年）に“有価物の売却”に先鞭をつけたが、それ以前には「火葬後の灰から有価物を取り出し、売ると言う発想は少なかった（タブー視されていた）。それは本市もそうであったと思う」。2) しかし本市における令和元年度の斎場委託のプロポーザルの時には“、残骨灰に含まれる有価物の存在とそれが売却出来ること”を本市は認識していた。3) その証拠が別紙事実証明書-2「川西市斎場指定管理者募集要項平成 30 年 10 月 P. 17 の運営の⑧「火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する入札業者への質問」である。

この証拠（別紙事実証明書-2）により、本市は少なくとも平成 30（2019）年 10 月の時点において、残骨灰に対し「市の所有物であること」並びに「売却して市の収入になること」を認識していたことが証明される。

にもかかわらず本市は、有価物を指定管理に譲ったのである。

- ⑤ 請求人の令和 4（2022）年 11 月 7 日付の質問（残骨灰の所有権）に対し、担当課（市長）は「斎場を運営する市に所有権があるものと解釈している（別紙事実証明書-3）」と残骨灰の所有権は市にあると回答する一方で、業者 G との協定書において、残骨灰に含まれる有価物の売却金に対しまったく触れず、本市斎場直営時代と同じく、その売却金を業者 G に譲っているのである。
- ⑥ 同じ別紙事実証明書-3 において本市は「・・・残骨灰については、これを処理するために委託先業者に引き渡した時点で、必然的に処理業者に所有権が移転するものと考えております。したがって、残骨灰から何らかの形で経済的な利益を抽出した場合、その利益は本市ではなく処理業者に帰属するものと考えております」。と、“必然的”という強い言葉を使い「残骨灰は市に所有権があるのは認識しているが、“本市と業者の契約は他市と違い”処理に出した時点で業者に所有権が移る」という独自の論法を執った。この独自論法が上記④以前つまり、2019 年 9 月以前であれば、「残骨灰は市の所有物であること、それを売却できるのを知らなかった」と言い訳の許容範囲内にあったが、これが、2019 年 10 月以後の回答では、泥縄的な違法の言い訳に過ぎないことが判る。
- ⑦ つまり本市は“残骨灰には有価物が含まれていること”、“それを売却できること”“売却するとかなりの金額が市の収入になること”を知りながらも“市民（市議）に情報開示せず、斎場運営の直営から委託への移行だけを議論し、R 元年度に間違った協定をした。その結果 R5 年度においても、これを売却せず業者に譲り本市の“財産の管理を怠る事実”“と言う違法な財務会計行為を続けたのである。
- ⑧ R4 年末、請求人がこの事実（有価物を売却するのが世間の常識になっていること）に気づき、半年以上の調査をし、越田市長に対し「市長への陳情書 R5 年 5 月 31 日（別紙事実証明書-4）」や「市長への提案（別紙事実証明書-5）」を提出した。

結果、本市においても R6 年度から有価物を売却するようになった（令和 5 年 6 月 26 日別紙事実証明書-6）。

⑨ 過去の過ち（違法行為）を是正したことは、本市（市民）にとって幸いである。しかし過去の過ちを改めたからと言って、これまでの違法行為が帳消しになるわけではない。それは監査委員にも同感頂けると思います。

⑩ 市（市長）の回答（別紙事実証明書－3の11月7日回答）は「市が市民（市議）に黙って、有価物を業者に譲っていた」ことを公に認めた証拠である。

＊結論：市と指定管理者との「（R元年度からR5年度）川西市斎場の管理運営に関する基本協定書（別紙事実証明書－12）」を見ても、残骨灰に含まれる有価物の引き渡しや処理の記載はあるが売却に関しては一切触れていない。つまり市は有価物を業者に譲ったのである。“残骨灰に含まれる有価物を売却すれば本来、市の収入になった筈のお金を市が業者に譲ったことにより、市に損害を与えた”ことになる。よって、住民が唯一請求できる過去1年分の損害賠償請求をする。

3. 「本件財務会計行為（上記1.）の違法」の解説

① 本件財務会計行為は、法242条1項に規定の違法な「財産の管理を怠る事実」に該当する。その理由は、本市は“R元年度から令和5年度末までのプロポーザルでの委託協定以前”から、残骨灰には有価物が含まれている事実とそれが高額で売却出来ることを知っていた（別紙事実証明書-1と別紙事実証明書-2）にも関わらず、その売却金（市の財産）を業者に譲る協定をしたからである。

② 昨今の残骨灰に含まれる有価物売却のマスコミ報道から、一般人も有価物の売却額は残骨灰処理費用より高額で、市の貴重な収入になっていることが周知された今、この事実をその当時の本市の担当課（市長）が知らなかったと言う言い訳は通用しない（別紙事実証明書-2 募集要項で残骨灰に含まれる有価物を知っていた。）。

本市が悪質なのは、残骨灰に含まれる有価物が売却できること（市の収入になる）ことを知りながら、有価物の存在さえ市議（市民）に隠したことである。

③ 「残骨灰に含まれる有価物の存在を市民（市議）に隠していた証拠」を次に示す。

その証拠は、別紙事実証明書-2（川西市斎場指定管理者募集要項の指定管理者選定委員会の評価表のP.17 運営項⑧火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する提案）である。この募集要項には、入札業者に対し「入札にあたり、“火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する提案”（御社は、残骨灰に含まれる有価物の扱いを本市にどう提案するのか？）と質問しているのである。これが“市が残骨灰に含まれる有価物の存在”、さらにそれが“売却できること”も知っていたにも関わらず市民（市議）に対して下記のように有価物の存在を隠した証拠である。

④ 本市が市民（市議）に“残骨灰に含まれる有価物の存在自体を隠した証拠”。

本市は令和元年～令和5年3月末までのプロポーザルで協定する直前（前年）の常任委員会においての説明・資料提供で、残骨灰に含まれる有価物の存在を市議（市民）に情報を公開せず、“議論の論点（議題）を直営から委託にすることだけに特化した委員会”を開催した（別紙事実証明書-7 H30年9月12日）（別紙事実証明書-8 総務常任委員会

H31年3月5日議事録)。この提出証拠から、残骨灰に含まれる有価物の存在さえ市議（市民）に情報を公開していなかったことは一目瞭然である。

- ⑤ これら委員会の議題に“残骨灰含まれる有価物の売却の検討の一項目”があり、議論（議決）した上で“業者への有価物の譲り渡し”を決定していれば違法ではなかったが、有価物の存在さえ議員に公開していないこのような本市のやり方には大いなる問題（違法性）がある。

＊上記理由において、本件財務会計行為は違法な「財産の管理を怠る事実」に該当する。

4. 「残骨灰に含まれる有価物の法的所有者が市であること」を証明する。

越田市長からの回答（令和5年6月26日付・別紙事実証明書-6）では、残骨灰に含まれる有価物は売却を検討する時期（令和6年度から）に来ていると返答している。

ところが、同じ市長が、その2ヶ月後の8月21日付回答で、「他市の契約は残骨灰に含まれる貴金属を返却するという契約だが、本市の契約は、処理業者に引き渡した時点で、業者に譲る契約になっている」と本件財務会計行為の違法（市の財産の管理を怠る事実を怠る違法）性」を誤魔化すため、以前の答えと矛盾する支離滅裂な回答をした。（請求人が問題にしているのは「何故、市の所有物である有価物を他市のように本市に返却させる契約にできなかったのか？である」。

よってこの市長の支離滅裂回答に対し、残骨灰に含まれる「有価物の法的所有者が市である根拠」を下記に示す。

根拠：【大審院（現在の最高裁判所）判決（1939（昭和14）年）において「残骨灰の所有権については、収骨前は遺族にあるものの、収骨後は市町村に移る」とある。

- ① 請求人は、法律の門外漢だが、判例（法律）に反する市独自の条例は制定できない筈である。市の所有物を勝手に業者に譲ることは違法（遺族の感情を考え議会で売却しないと議決している場合は違法ではないが、本市はこれに該当しない）である。（市長は、処理業者に渡した時点で有価物も業者の物になるという論理⇒市はその根拠を示す必要がある。）
- ② 前述した市長の考え「本市の残骨灰処理契約は、残骨灰を処理業者に引き渡した時点において、残骨灰自体の所有権が移るものと判断しています。他方で、他市においては、残骨灰に含まれる貴金属を市に返却するという契約を締結されていることから、こうした違いが生まれているものと理解しています。」は間違いである。請求人は協定書を調査したが、市長の主張がどこにも記載されていない。記載されている個所を監査委員から請求者にご教授頂きたい。

＊越田市長は、有価物を売却している他市のように、“市の財産を守ることが市長の使命”であることが理解できていないようである。“市の財産の管理を怠ったことが違法”であるとの認識が全くない回答であった。

5. 大審院（現最高裁）判決を知ったうえで、有価物を売却している主要都市

表 1. 売却している主要都市（R5 年当時）

京都市	大阪市	宝塚市	神戸市
名古屋市	岡山市	福岡市	北九州市
仙台市	新潟市	横浜市	千葉市
浜松市	熊本市	札幌市	広島市

上記表 1. は残骨灰に含まれる貴金属を売却している都市を、ネットで調べた結果である。これ以外にも売却している地方都市が多数ある。

これらの都市に共通するコメントは、「売却したことにより、残骨灰の処理費を払っても、残金があり、市の収入に繋がりその収入を市民に還元できている」という事実である。

6. 有価物を業者に譲ったことによる本市の損害額を算出するため、“他市の有価物の売却金額”の調査結果を人口比から“本市が売却した場合の推計金額（本市損害額）”を算出。

マスコミで“残骨灰に含まれる貴金属売却”で有名になったのは京都市である。京都市 HP で買い取り業者名、各貴金属の重量並びに各貴金属の売却額と 9 ケ月での総額で約 1 億 2000 万円が掲載されている。売却をしている京都市以外の各都市も HP で情報公開している。それをまとめると、表 2 になる。

表 2. 残骨灰を売却している市の人口・本市との人口比と売却実績（R5 年時点の数字）

	人口	人口比（川西市を 1 とする）	売却金 （京都は 1 年分に換 算）
京都市	約 145 万 3956 人	9.34	9 ケ月 1 億 2009 万円→ 1 年分に換算 約 1 億 6011 万円
横浜市	約 377 万 1000 人	24.2	1 億 0500 万円
名古屋市	約 232 万 5778 人	14.96	2 億 0995 万円
新潟市	約 77 万 4000 人	4.98	5984 万 2635 円
宝塚市	約 22 万 6432 人	1.45	約 200 万円
川西市	約 15 万 5500 人	1	川西推計金額（表 3）

表 3. 本市と 3 市（京都・横浜・名古屋市）との人口比による“本市が残骨灰に含まれる貴金属を売った場合の推計額”（R5 年時点の数字）

	本市を 1 とした場合の人口比	本市の売却推計額
京都市	9.34	約 1712 万円
横浜市	24.2	約 433 万円
名古屋市	14.96	約 1400 万円

上記“本市の売却推計額”の計算式

(例) 上記表 2. 数字を使用した表 3. の「名古屋市の場合の計算方法」

名古屋市人口は、約 232 万 5778 人⇒本市の 14.96 倍（本市との人口比 14.96）

名古屋市の実際の売却金 2 億 0995 万円

本市売却推計額＝2 億 0995 万円÷（本市との人口比）14.96）＝約 1400 万円

＊結論：京都や名古屋のように売却すれば、本市が残骨灰に含まれる有価物を売却した場合は名古屋市並みであれば推計約 1400 万円は得られる。つまり本市は、有価物を業者に譲ったことで約 1400 万円の損失を市が被ったということである。ただしこの損害額はあくまで、請求人の推定額である。

“監査委員も納得できる本件における請求額とその理由”を下記 7. で述べる。

7. 違法な本件財務会計行為による本市の損害賠償請求金額を確定する。

- ① 越田市長から請求人宛て（令和 5 年 8 月 21 日付・別紙事実証明書-9 に「今後、残骨灰には貴金属が含まれるということを前提に、指定管理者の選定を実施する予定です・・・・」。⇒要約すると「来年度からは売却しますとの回答」をもらいました。
しかし、請求人は上記 2. で「しかし過去の過ちを改めたことで、すべて過去の違法行為が帳消しになるわけではない。請求人は、R5 年度協定書のうちの“残骨灰に含まれる有価物を売却すれば本来、市の収入になった筈の金を市が業者に譲ったことにより、市に損害を与えた”ことに対し、住民が唯一請求できる過去 1 年間の損害賠償請求をする。」と述べた。
- ② 請求人は、そのため表 2. と表 3. で本市が先進市同様に売却した場合の金額（つまり市の損害額）を推計して、名古屋市並みで売却した場合約 1400 万円を市長に対し損害賠償請求しようとしたが、所詮素人（請求人）の推計では、信用性に欠け監査委員に認めてもらえない可能性があるもので、R6 年度（別紙事実証明書-10）「川西市斎場の管理運営に関する基本協定書・令和 6 年 3 月 18 日協定分」が情報公開されるのを待ち、公文書情報公開請求で入手した。
- ③ この R6 年度（別紙事実証明書-10）協定書 P. 5 の“第 5 章指定管理料及び使用料・手数料徴収事務等“の（残骨灰に含まれる有価物の取り扱い）第 24 条 1 項「・・・・業者の提案に基づき、これを売却するものとする」。2 項「・・・・売却金の全額を市に納入・・・・」
「・・・・一年度における売却益が 600 万円に満たない場合には、業者の提案に基づき・・・・当該年度の納入金として 600 万円を納入する」と明記されている。
- ④ 上記 R6 年度の協定書内容から判明したことは、1) 本市は、R6 年度から残骨灰に含まれる有価物を売却するようになったこと。そして、2) 業者は、以前の本市残骨灰量から（括弧内は、請求人の感想：上記表 3. の名古屋並みの年間約 1400 万円程度の内部見積もりを出したと思われるが、何らかの事情で予想通りいかなかった場合でも最低でも 600 万円以上で売却できる自信があるため業者の内部見積もりの半分以下の）600 万円は最低でも出しますとの協定を交わした（別紙事実証明書-11 再委託業者の関心表明書）。

つまり、本市が令和元年度のプロポーザルの指定管理の協定で有価物を業者に譲らず売却していれば、令和5年度は、最低でも600万円の売却金が市の収入となっていたという子供でも判る単純な理屈である。

＊結論：本市が“残骨灰に含まれる有価物を売らず業者に譲ったことで、市は令和5年度で最低でも600万円の損害を被った”ことなる。

よって、違法な本件財務行為による市の損害額を600万円と確定し、越田市長に対し600万円の損害賠償請求をする。

8. 監査委員へのお願い

- ① 違法な本件財務行為「財産の管理を怠る事実」によって市の被った損害600万円（市は令和5年度において上記7.の③より600万円の損害）を補填するための必要な措置、つまり、市長に対し全額600万円の損害賠償請求をして下さい。
- ② 本市は、今年（R6年）度より、残骨灰に含まれる“有価物の売却の実施”を決定した。その基本方針に基づき、第2期斎場管理プロポーザル協定が令和6年3月18日付）で協定書を交わされ令和6年4月1日より開始された筈だが、本市HP衛生管理課のどこにも今年度から開始した「残骨灰の処理（有価物の売却）」に関する報告がない。残骨灰に含まれる有価物を売却している他市すべてのHPを見ると、詳細のレベルは各市により違うが「残骨灰の説明、売却に至った事情、市民への承諾手順（議会）、精錬業者名、売却業者名と初年度は推計売却額、2年目からは売却金額等々」が掲載されている。本市も「残骨灰に含まれる有価物の売却について市民に対し市HPで情報公開すべきである。」と監査委員より市長に対し提言して頂きたい。
- ③ 本件“違法な財務会計行為”とは少しそれるが、今年度から遅ればせながらも本市も、残骨灰に含まれる有価物を売却するようになった。現担当課の努力があり、最低でも600万円は市に納入するという一見良心的な契約がなされたように見えるが、当初この方法で売却契約していた名古屋市は、数年にわたり、処理業者に有価物を大量に中抜き（盗まれていた）され、大きな損害を受けていた事実がある。名古屋市監査がこれを見つけ、結果、残骨灰1t当たりで売買契約をするようになり（有価物含有率がほぼ同じという理由）、それ以降、安定した金額で売却されている。この事実より、今後は、本市も残骨灰1t当たりで売却することを検討するように市長に提言して頂きたい（名古屋市の失敗実例は、後日、意見陳述の際に“別紙事実証明書－16”として提出する）。

第3 請求の受理

本請求は、令和6年5月27日付で提出があり、要件審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年5月30日付で受理した。

第4 監査の実施

本件監査請求について、法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部署

美化衛生部 衛生管理課

2 請求人からの証拠の提出及び陳述

法 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を請求人に付与したところ、追加証拠の提出として陳述書及び陳述書添付証拠の明細の提出があった。また、令和 6 年 7 月 8 日に請求人の陳述を聴取した。

なお、証拠の提出及び陳述の内容は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 本件は 3 つの法律違反を犯している。

- ① 請求人は、令和 6 年 5 月 27 日（監査委員事務局受付印）提出の住民監査請求において、本件財務会計行為は、地方自治法 242 条 1 項に規定されているうちの「違法な財産の管理を怠る事実」に該当すると陳述した。

しかし本件は、これ以外にも下記の二つの法律違反を犯している。

- ② 本件は、地方公務員法第 30 条に違反する。

担当課は、第 1 期指定管理契約時において、残骨灰に含まれる貴金属（以下で「有価物」という）の存在とそれが高額で売却できることを知っていたにもかかわらず、売却せず業者に譲った。つまりこれは地方公務員法第 30 条に違反する行為である。地公法第 30 条は職員のサービスの根本基準として、第 1 に「職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと」、第 2 に「職員がサービスの遂行にあたって、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと」を定めている。法的に職員は「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき」つまり残骨灰には有価物が含まれており、売却すると市の収入となり市民に還元できる”つまり、公共のために勤務すべきところを“特定業者の利益のために勤務”したことに該当し違法である。市は、有価物の売却に関し、市民に対し有価物の処遇（売却・非売却）を問うことが必須であった。

- ③ さらに本件は、刑法第 247 条（背任）にも該当する。

- 1) 本市は、残骨灰処理として、直営当時から R 元年度からの前回指定管理への委託も含め、“廃棄物処理費より有価物売却金額の方がはるかに大きいこと”を知りながら、市の収入（有価物売却金－廃棄物処理費＝市の収入）になる筈のものを業者に譲っていた」。つまりこれは、刑法第 247 条（背任）に該当する。

- 2) 刑法 247 条背任「他人のためにその事務を処理する者が、自己もしくは第三者の利益を図りまたは本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、・・・」

その背任罪の構成要件は下記 4 つだが、本市の場合、すべて当てはまる {下記 i) ～iv) の () 内は、請求者加筆}。

- i) 他人のためにその事務を処理する者 (担当課並びに市長)
- ii) 自己もしくは第三者 (業者) の利益を図りまたは本人 (市) に損害を加える目的
- iii) その任務に背く行為 (地方公務員法第 30 条服務の基本基準・法 242 条 1 項に規定の違法な「財産の管理を怠る事実」)
- iv) 本人 (市) に財産上の損害を加えたとき

* よって、本件は以上 3 つの法律に違反する。

2. 本市の”有価物の扱い”の経緯。

- ① 全国の多数都市が、残骨灰に含まれる有価物を売却している (出来ている) 法的根拠は、【大審院 (現在の最高裁判所) 判決 (1939 (昭和 14) 年)】において「残骨灰の所有権については、収骨前は遺族にあるものの、収骨後は市町村に移る」である。

② 本市における “有価物の扱い” の経緯

- 1) 本市斎場は、創業～令和元年 6 月末までは市の直営だった。その間、残骨灰処理業務は、残骨灰処理業者 (以下で「処理業者」という) に委託していた。その契約書を見ると、市と処理業者との契約は「年間 1 円契約 (別紙事実証明書-1・提出済み)」であった。
- 2) 本市は、斎場創業以降、長年に亘り毎年この残骨灰処理業務を公募していた。この業務に、毎回 7 社～9 社が入札に参加し、“全社が同額の 1 円で応札”するのが恒例行事だった。この異常な契約は、令和元年 6 月末まで (委託されるまで) 継続された。これは明らかに談合であるが、何故か “本市会計監査や議員” に気付かれず継続された。
- 3) 第 1 期指定管理者選定の「川西市斎場指定管理業務仕様書」H30 年 10 月の P. 6 (別紙事実証明書-13) を見ても有価物売却の件には全く触れられていない。この時点で市は有価物を知っていた (提出済み・別紙事実証明書-2 募集要項) にも係わらず、有価物の存在とそれが売却可能であることを議員 (市民) に知らせなかった。他市のように売却していれば、市の収入になっていた。市は議員 (市民) に有価物の存在、そしてそれが高額で売却できることを知らせず、“法 242 条 1 項に規定されているうちの違法な財産の管理を怠る事実 “に該当する財務会計行為を行っていた。

- 4) 本市の斎場運営は、R 元年度からそれまでの直営からプロポーザルによる指定管理者制度（委託）に替わった。この時点（R 元年度）では既に多くの市では残骨灰に含まれる有価物を売却していたが、本市はこの委託契約でも“有価物を業者に譲る”という悪習を引き継いだ。（直営時、市が処理業者に 1 円で委託していたものを、R 元年度からの指定管理者に委託後は、指定管理が処理業者に残骨灰の処理を 3 万 6000 円で委託（指定管理からの事業収支計画（H31 年 7 月～H35 年度の 4 年 9 ケ月の事業収支表）が提出され、そこに（火葬）残骨灰処理業務の再委託費としての金額（年間 3 万 6000 円）（別紙事実証明書－14）で再委託する方法で踏襲した（1 円契約が 3 万 6000 円契約になっただけである）。

ここで問題となるのは、この第一期プロポーザル協定の時に市が、残骨灰に含まれる有価物を知っていたか？であるが、もちろん知っていた（別紙事実証明書－2）。そうなると、残骨灰処理費 1 円が 3 万 6000 円になった根拠（1 円はおかしいが、3 万 6000 円ならおかしくないという）が全く理解不能である。市は、議員には、有価物の存在を知られることは絶対にないと馬鹿にしていたと考えられる。そして実際、議員は有価物の存在に気付かなかった。

表 1：経緯表

	創業～R 元年度 6 月末	R 元年度 7 月～R6 年 3 月末（第 1 期指定管理）	R6 年 4 月 1 日～R11 年 3 月 31 日（第 2 期指定管理）
斎場運営	直営	委託（業者 0 社）	委託（業者 0 社）
残骨灰処理契約	委託（市と処理業者と 1 円契約	業者 0 社が処理業社 A 社に 3 万 6000 円で再委託（1 円が 3 万 6000 円になっただけ）	業者 0 社が処理業者 A 社に 281 万円で再委託⇒精錬後売却
有価物の売却の有無	無し	無し	有り。精錬後売却⇒最低でも 600 万円
本市の問題点		この協定前に市は残骨灰が売却できることを知っていたのに市議に知らせなかった。	売却することになったが、この議論には市民は蚊帳の外だった。

- 5) 請求人が本市の問題点として追及しているのは、斎場直営時から指定管理に変更時に、有価物の存在とそれが売却できることを本市が知っていたにも関わらず議員に情報公開しなかったことである（提出済み・別紙事実証明書－7）。つまり、直営から委託（指定管理）に変更しても、残骨灰に含まれる有価物を業者に譲るという図式は以前と全く同じだったことである。

しかし、担当課（市長）を擁護する立場の方からは、「市はこの時点でも有価物が残骨灰に含まれていることを知らなかった可能性があり、悪意や違法性がな

い」と弁護する方がいるかもしれない」が、それは絶対にあり得ない。それを下記 6) に示す。

- 6) 本市が H30 年度の時点で残骨灰に有価物が含まれていることを知っていた証拠がある。それは監査請求本文でも述べたが「川西市斎場指定管理者募集要項（平成 30 年 10 月）」において、本市が入札参加希望業者に対して「火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する（提出済み・別紙事実証明書－2）」質問をしていることである。この業者に対する質問状により“本市は残骨灰に有価物が含まれているのを知らなかったと言い訳できない“のである。
- 7) さらに新証拠を提出する。それは、「H30 年 12 月 18 日開催の第 2 回川西市斎場に係る指定管理者選定委員会（以下で「選定委員会」という）の議事録」中の P. 11（別紙事実証明書－15）と P26（別紙事実証明書－16）である。選定委員会委員長が残骨灰に含まれる有価物の売却方法を入札業者へ質問し、業者はそれに回答しているのである。

下記表 2. として整理した。

*H30 年 12 月 18 日開催の第 2 回川西市斎場に係る指定管理者選定委員会の議事録（公文書公開で入手）P. 11（別紙事実証明書－15）と P26（別紙事実証明書－16）

表 2. H30 年指定管理者選定委員会（委員会と入札参加社の質疑）議事録

	議事録記載ページ	委員長から入札業者②と業者③に対する質問	入札参加業者の回答
別紙事実証明書－15	P. 11	②社に対し「・・・その他有価物扱いですね。実際は他のところでも同じような扱いをされているのであればその実績を教えてくださいのと（黒塗り・のり弁）を教えてくださいできればと思います	②社からの回答の 9 行全てが黒塗り（のり弁）だった。
別紙事実証明書－16	P. 26	③社に対して「時間が経過しているのであれですが、いま経費削減の話の中で、人件費もそうですけども、もう一点ご提案の中に“有価物の話が出てきていたか”と思います。	③社からの回答の 24 行全てが黒塗り（のり弁）だった

- 8) 上記表は、（市の意向を受けた）選定委員会委員長も有価物の存在を知り入札業者に対し、これをどうするのか質問し、業者が回答したものである。市は、私が情報公開請求した公文書の都合が悪い部分を意図的に（黒塗り）隠ぺいした。

市が黒塗りした理由は「有価物を売却する方法は、“法人のノウハウを含んだ技術提案情報である。」と回答したが⇒分別後精錬する以外方法がないのに何がノウハウだ！これら事実から「本市は、残骨灰には有価物が含まれていることを知っており、しかもそれが高額で売却できることも知りながら、議会で売却の議

論をせず、勝手に業者に譲ったことは、“法 242 条 1 項に規定されているうちの違法な財産の管理を怠る事実“に該当する。

* 監査委員に・・・市（担当課）が議員（市民）に有価物のことを知らせていた証拠があるなら、その当時の議員に確認あるいは証拠を提示していただきたい。

私は、当時の議員中 6 人に対して確認したが、“有価物のことは全く議題に上がらなかった”との証言を得ている。

3. 直営時の残骨灰処理費の「1 円契約の異常さ」。

本市の誰も（担当課・市長・市議・監査）がこの“1 円契約の異常さ”に気付かなかった。“1 円契約の異常さ”を下記に示す。

- ① 直営時（H30 年度）の「川西市斎場火葬残骨灰処理業務委託仕様書（別紙事実証明書-17）から判る残骨灰処理業務の内容は、「年 3 回斎場から中間処理場まで残骨灰を搬送し、骨のみ細かく粉碎した後、供養地へ搬送する。その後最終埋葬地へ搬送し埋葬する。」と書かれているが、有価物売却に関しては全く触れていない。（それは、別紙事実証明書-13 でも同様である）
- ② 上記仕様書の業務に対する請求人の試算では、“運賃（高速代）・燃料代・人件費・分別作業・精練・寺の埋蔵費用等々の原価だけで超高めに見積もっても約 240 万円”の経費（別紙事実証明書-18 残骨灰処理費の概算・精練費も含む）が掛かる。請求人推定では、約 240 万円と概算したが、R6 年度以降の協定書の指定管理の見積もり額（別紙事実証明書-19）を見ると、「残骨灰処理費用は、純処分費用として 281 万 2700 円としている（請求人の推定が的外れでなかった証明）」。「すべての現要素（円安で燃料代・人件費高騰も含め）を高め計算しても約 240 万円以上の経費（陳述者推計）のかかる業務を 9 社が 1 円で取り合っていたのである。240 万円（請求人推計）～280 万円（業者 0 の正式契約）掛かる業務を 1 円で契約した処理業者が有価物を売却していた以外、どんな理屈があるのか？監査委員から市長（担当課）に聞いていただきたい。
- ③ この「入札参加業者全社が 1 円同額応札→全社がくじ引き大会→くじ引きで勝った業者と本市が次年度の 1 円契約」をしていたが、さすがにこのような時代錯誤の所業をこれ以上継続するのは拙いことに気づき、市は議員（市民）に気付かれる前に、平成 30 年に斎場運営を直営から委託（指定管理）に変更することを決断した。そして、それは議員に気付かれないという意味では成功し、委託後も有価物を業者に譲り続けられると考えていたが、市（長）にとって不運なのは、請求人がこの事実気付いたことである。

4. 本市は、直営から委託（第 1 期指定管理）に変更後も、有価物を業者に譲り続けた。

① 本市の悪質なところは、令和元年からの委託で、以前の過ち（地自法 242 条 1 項に規定されているうちの違法な「財産の管理を怠る事実」）を是正出来たのに（残骨灰に有価物が含まれていること、それが高額で売却出来、市の収入になることを知っているながら）、以前と同じく業者に有価物を譲ったことである。

② 市が、“有価物が含まれているのを知っていた証拠”は、別紙事実証明書－2・H30 年 10 月川西市の「川西市斎場指定管理者募集要項」P. 17 に入札参加業者の評価事項の 5. 具体的な運営内容についての「⑧火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する提案」で業者に対して質問をしたことで証明される。つまり売却すれば市の収入になることを知りながら、業者に有価物を譲ったのである。

本件財務会計行為は、法 242 条 1 項に規定の違法な「財産の管理を怠る事実」に該当する。

③ 令和元年～令和 5 年度までの指定管理の協定までの経緯

1) 平成 30 年 9 月 12 日「川西市斎場に係る第 1 回目の指定管理選定委員会（以下で「選定委員会」と言う）」が開催され、2 回目開催日に指定管理者が決定（4 業者応募→大林ファシリティーズ（株）五輪に決定）し、常任委員会に付託され結果議会で承認された。

2) しかし、議員に知らされたのは、選定委員会（市長）の恣意的内容（直営から委託に変更することと指定管理者名と契約額）だけで、“残骨灰に含まれる有価物の存在並びに売却”に関しては議員に一切知らさず、委託に変更することのみが議会承認を得た（別紙事実証明書－8 H31 年度総務常任委員会議事録）。この議事録を見ると判るが、そもそも有価物の売却が議題にないから、議論される筈がない。

3) 後日、選定委員会・本議会当時（平成 30 年現職）の市議員複数人に対し、直接聞き取りしたが、「上記議事録以上のことを市から聞かなかった」との証言を得ている。

5. 本市の残骨灰処理費の変遷（下記表 3. は、上記表 1. に直営時・委託後の契約金を加筆したもの）

＊下記表の見方

・下記表 3. の①は、斎場は直営で、残骨灰処理は業者に 1 円で委託。

・表中の②（1 期指定管理）と③（2 期指定管理）は、同じ会社（大林ファシリティーズ（株）五輪）。その業者（②と③）が再委託した会社も同じ A 社。

・②では処理業務委託料が 3 万 6000 円だったが、この時の有価物はどこへ消えたのか？

⇒これが、今回の本質なのである。売却すれば 1000 万円以上になることを知っていて、精錬せずそのまま寺へ埋蔵する会社がどこにある（精錬費を自前でも出して十分な利益になる）。

表 3： 残骨灰処理費（1 円→3.6 万円→281 万円）

	斎場運営	残骨灰処理	合計
①創業～H30 年	直営	市と残骨灰処理業者との契約「1 円」	6154 万 3000 円 (H30 年度)
②R 元年 7/1～R6 年 3/31	委託 ⇒	⇒再委託（3 万 6000 円で処理業者に）	5935 万円
③R6 年 4/1～R11 年 3/31 (残骨灰に含まれる有価物を売却)	委託 ⇒	⇒再委託（281 万 2700 円で処理業者に）	6715 万 3200 円

上記表 3. から判ること。

- 1) 第 1 期と第 2 期指定管理者は同じ 0 社。
- 2) 0 社が残骨灰処理を再委託した処理業社も第 1 期・第 2 期とも業者 A。
- 3) 第 1 期の協定時に市が 0 社に有価物を売却すると言えば売却出来た。
何故か第 1 期の時、売却しなかった。

6. 本市は、R6 年度から残骨灰に含まれる有価物を売却することを決定。

請求人は、R4 年末に残骨灰に含まれる有価物の存在を知った。担当課に対し初歩的な質問（残骨灰の所有者は？）から始まり、多くの質問をし、また多数の情報公開請求をした結果わかったことは、

- ① 本市が、斎場運営を直営していた H30 年度まで、残骨灰処理を処理業者に 1 円で契約していた。
- ② その過去の 1 円契約の事実を、最近の担当課職員が知らなかったこと。
- ③ 市長も私の質問に対し、「他市は、有価物を返還してもらう契約をしているが、本市はそのような契約をしておらず、処理業者のものである」と市の契約内容が本市市民にとって大いなる損害となる。つまり間違いであることを認めた回答をした。
- ④ 京都市、名古屋市等々直接 TEL・メールで質問し、売却に至った経緯や売却金・売却方法を教えてもらった。
- ⑤ 特に興味深かったのは有価物を売却するようになった名古屋市が委託した処理業者に“有価物を業者に抜かれ（嘘の報告をされ）損をしていたものを（内部告発で）監査がを見つけ、現在の残骨灰を 1 t 当たりで売る契約に落ち着き、安定した売り上げになった実話”だがこの例は、今後の本市の売却方法にも係わると思うので、名古屋市の事例（別紙事実証明書－20）を添付する。

- ⑥ 現担当課の方（本件違法な財務会計行為の行われた時期にはいなかった）は、以前の担当課の者が行った後始末をする“損な役回り”を担うことになったが、新たなミッション“残骨灰に含まれる有価物の売却”に対し、真摯に取り組んでくれた。それは、今年度からの協定を見ると判る。全国の売却方法や売却単価を調査した請求人しか気づかないが市（民）が損をしないように業者と粘り腰の交渉をした形跡が（売却見込み額 600 万円＝業者の見込み違いで売却金が少なかったとしても 600 万円は業者が責任をもって市に払う。それより多い場合は、もちろん市に払うという条件）見えるからである。これに関し、この場を借りて感謝の意を表します。反省点は、名古屋市の 1 t 単価の売却契約が最良であることを担当課に伝えきれなかった私の不手際は悔やまれます。

7. 何故監査請求するのか？

- ① 本市は、R6 年度から有価物を売却することになった。これまで売却すれば市の収入になるのに、処理業者に譲っていたという過去の過ち（違法行為）を是正したことになり、これは本市（市民）にとって幸いである。しかし過去の過ちを改めたからと言って、以前の違法行為が帳消しになるわけではない。
- ② 前述したが本市は、R 元年からの指定管理委託に際し、有価物が含まれ、売却できることを知りながら、直営時代と同じ様に業者に有価物を譲るという違法を犯したことは事実であり、その違法行為は帳消しにはできないものである。
- ③ そしてこの違法な財務会計行為により市は、R5 年度に 600 万円の損失を被った。この金額は、R6 年度の契約（最低でも 600 万円を市に納入する）からのものである。

結論：これが監査請求した理由です。

3 関係職員からの提出書類の確認及び聴取等

監査対象部に対して、関係書類の提出を求め、下記の提出書類の確認を行った。

- (1) 令和元年度～令和 5 年度までの市斎場の指定管理期間（以下「第 1 期」という。）

関連書類

支出負担行為書、川西市斎場の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）、年度協定書、事業計画書、事業報告書、川西市斎場指定管理者募集要項、川西市斎場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）、指定管理者選定委員会議事録、指定管理者指定申請書一式、残灰処理業務完了報告書

- (2) 令和 6 年度～令和 11 年度までの市斎場の指定管理期間（以下「第 2 期」という。）

関連書類

支出負担行為書、基本協定、年度協定書、事業計画書、川西市斎場指定管理者募集要項、仕様書、指定管理者選定委員会議事録、指定管理者指定申請書一式

- (3) 残骨灰の取扱い等について（照会）別杵速見地域広域市町村圏事務組合令和4年12月5日別広組第1076号及び同照会に対する調査結果別杵速見地域広域市町村圏事務組合令和5年3月28日別広組第1555号
- (4) 令和5年度に本市が近隣市に対して行った残骨灰に関するアンケート結果

また、令和6年7月8日に美化衛生部長、同部副部長及び同部衛生管理課長の出席を求め、当該請求内容に関する聴取等を行った。

担当部職員の説明の要旨については、下記のとおりである。

(1) 第1期の指定管理に関する聴取事項

- ・令和元年7月より、民間のノウハウを活かし、市民ニーズに対応した施設運営を図るため、管理運営も含む形で指定管理者制度を導入している。

上記目的を達成するため、斎場運営に係る残骨灰処理業務等の各種業務を分割委託せず、包括的に指定管理者に委ねている。

- ・第1期の指定管理者の選定にあたっては、川西市斎場の指定管理者選定に係る評価項目及び配点表の中で、「⑧ 火葬残骨灰処理業務で発生する有価物の取り扱いに対する提案」が項目として挙げられている。新聞報道等により、残骨灰には貴金属等の有価物が含まれていることについては認識し、検討を行ったものの、第1期の指定管理者における本市の残骨灰の取扱いについては、公的な規制や国の統一的なルールが無いなかにおいて、遺族感情や遺体への尊厳の観点から、残骨灰に含まれる有価物を市が直接売却することは行っていない。なお、第1期の指定管理者による残骨灰処理委託費用は年額36,000円である。

- ・第1期の指定管理における基本協定第19条で、業務の内容が本協定等を満たしていない場合、改善を勧告することができることが規定されている。また、仕様書5-3で、立ち入り検査の実施及び改善指示ができることも規定している。基本協定第19条に基づく改善勧告は前3条の第16条（事業報告書等）、第17条（その他の報告）、第18条（モニタリング）を指し、第18条に基づき、斎場管理運営業務に係る実施状況の「モニタリング」を毎年行っている。さらに、仕様書5-3に基づく立ち入り検査及び改善指示については、斎場管理運営業務に係る実施状況について、随時に事業者より確認や報告を求め、確認を行っている。

(2) 第2期の指定管理に関する聴取事項

- ・第2期の指定管理者選定にあたっては、近年残骨灰に含まれる貴金属を売却し、その売却収入を斎場運営に充当している他市の例や、議会や市民からの残骨灰に含まれる貴金属の取扱いについて指摘等を受け、取扱いについて検討を重ねてきている。処理費用や貴金属の売却額を見える化することで、より透明性の高い斎場運営を行えるよう、事業者の提案に委ねた結果、事業者より有価物に含まれる貴金属の売却収入を市に納入する提案がなされ、内容及び金額を総合的に評価し、指定管理者選定委員会からの答申を受け、決定している。

・残骨灰の売却収入については、斎場運営に係る指定管理料及び修繕等の特定財源として充当し、活用を行うこととしている。超高齢化社会を迎え、今後高齢者人口の更なる増加が予想され、火葬数の増加も見込まれる中で残骨灰の売却収入の活用により、指定管理料の抑制や定期的な火葬炉の修繕の実施に繋げることができ、安定的な斎場運営を行い、市民サービスを提供できると考えている。

(3) 残骨灰の取扱に関する聴取事項

・残骨灰の取扱について、斎場で遺族が収骨しなかった残骨灰は、納骨を行って供養している旨を口頭で伝え、必要な方には納骨場所のパンフレットを配布している。

令和6年度からの残骨灰の取扱に関する市民への周知については、引き続き遺族感情や遺体への尊厳を最大限に配慮しつつ、残骨灰から有害物質や有価物を分別して残った遺骨は供養を行い、有価物を売却し得られた収入は、斎場管理運営の財源として大切に活用するとした一連の流れをホームページ等で周知していく予定である。

なお、有価物の売却にご理解いただけない利用者の方には、全骨収骨も可能な旨を周知する。

・残骨灰の処理については、これまでの判例から市の所有物であると示されているものの、取扱いについて公的な規制や国の統一的なルールが無いため、第1期の指定管理期間までは、遺族感情や遺体への尊厳の観点から、有価物の売却の具体的な検討までには至っていなかった。

本市と同様に課題を抱える全国の自治体の状況としては、令和4年度（調査基準日令和3年3月31日現在）に、大分県の別杵速見地域広域市町村圏事務組合が、全国の人口13万人以上20万人未満の市の中から、市有の火葬場を運営している51市（50市回答）に残骨灰に関する調査を行っており、同調査の設問の「残骨灰の売却の有無」に対しては、96%の市が売却していないと回答しており、また「今後の方針」では、75%の市が売却を検討していないと回答している。

しかしながら、残骨灰は市が管理すべき財産であるとともに、遺族感情や遺体への尊厳の観点の重要性に鑑み、近年残骨灰に含まれる貴金属を売却し、売却収入を斎場運営に充当している他市の例をもとに検討を重ねた結果、本市の第2期の指定管理者選定にあたっては処理費用や貴金属の売却額が見える化し、より透明性の高い斎場運営を行おうとしている。

4 監査対象事項

監査にあたっては、住民監査請求書の記載内容及び請求人の陳述の内容に基づき、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 請求人の主張する「残骨灰に含まれる有価物を売らず業者に譲ったことで、市は令和5年度で最低でも600万円の損害を被った」事実は存在するか。
- (2) 令和5年度川西市斎場の管理運営の財務会計行為は適正か。

5 監査の期間

令和 6 年 5 月 27 日から同年 7 月 25 日まで

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、下記のとおりである。

ア 「残骨灰に含まれる有価物を売らず業者に譲ったことで、市は令和 5 年度で最低でも 600 万円の損害を被った」事実は存在するかについて

市は斎場で遺族が遺骨を拾った後に残る残骨に残存する有価物について、含有する有価物相当を処理費用の減額要素として、委託料の積算に組込んでいる。

具体的には、第 1 期の指定管理者からの提案において、指定管理者は有価物からの対価を得ないが、再委託先の残骨灰処理業者は有価物の売却収入をもって、環境保全に重視した集配、残骨灰のダイオキシン等の完全無害化、供養地への埋葬などの処理費用に充てると提案している。この提案を踏まえて市は契約を締結した結果、第 1 期の指定管理料に含まれる委託料は残骨灰処理費用を引いた年額 36,000 円と安価となっている。

なお、令和 4 年度に照会があった別杵速見地域市町村圏事務組合が実施した残骨灰調査集計結果では 96%が残骨灰を売却していない。また、本市が近隣 11 市に令和 5 年度に照会したアンケート調査集計結果でも吹田市、宝塚市以外は残骨灰を売却して収入していない。

イ 令和 5 年度川西市斎場の管理運営の財務会計行為は適正かについて

令和 5 年 4 月 1 日付で基本協定に基づく、川西市斎場の管理運営に関する令和 5 年度協定書（以下「5 年度協定」という。）を締結しており、主な内容は下記のとおりである。

業務の内容：川西市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年川西市条例第 9 号）に規定する範囲とし、細目については仕様書のとおりとする。

指定管理料：59,352,600 円

年度協定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

また、市斎場で火葬を行う際の燃料費が高騰の影響で指定管理料の支払いが増額となるため、令和 6 年 3 月 31 日付で変更年度協定を締結しており、内容は指定管理料を 2,137,918 円増額の 61,490,518 円としている。

受託業者等から事業報告書、収支報告書及び残灰処理業務完了報告書が提出されており、回収、搬出量、搬出作業、処理、供養等が確認できる。

受託業者から請求書が提出され、それを受けて、支出命令書を作成し、所定の決裁及び会計課の審査を経て、年5回に分けて本件指定管理料 61,490,518 円が支払われていることを確認できる。

(2) 監査委員の判断

ア 「残骨灰に含まれる有価物を売らず業者に譲ったことで、市は令和5年度で最低でも600万円の損害を被った」事実は存在するかについて

市は、他市の事例や動向等を勘案したうえで、有価物の処理は残骨灰処理業者に委ねているものの、有価物の売却収入を処理費用の減額要素として組込み契約をしている。この売却収入を考慮に入れた契約金額に合理性がないとまでは言えない。

このことから、本市の有価物の売却収入の処理が社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権の範囲を逸脱し、あるいはこれを濫用しているとは認められない。また、請求人が主張する措置の必要は認められない。

イ 令和5年度川西市斎場の管理運営の財務会計行為は適正かについて

5年度協定に係る管理運営が適切になされており、市に財産的な損害が発生しているとまでは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

監査委員の意見

本件請求についての監査委員の判断は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を下記のとおり付記する。

本市の残骨灰の取扱いについては、公的な規制や国の統一的なルールが無い中、故人の尊厳や遺族の心情に配慮し、適正な環境保全処理と供養地への丁寧な埋葬を主眼としてきた。しかし、近年、残骨灰に含まれる有価物を売却して得た収入を、斎場の運営や施設整備等に充当する都市もあることから、担当部局においては他市の動向等を踏まえ、令和6年度から実施する指定管理者による斎場の管理運営に関する基本協定において、残骨灰の売却から得た収入はすべて市の歳入とすることを明示している。

市のこうした取扱いの変更は、財産の管理及び処分をより客観的で透明性のあるものにしようとするものであることは理解するが、遺族における残骨灰への心情を疎かにしてもよいということではない。本来ならば、売却を決定するまでのプロセスを透明化し、議論を経たうえで、決定することが望ましい。

については、今後、市はホームページなど市民に伝わる形で、残骨灰に含まれる有価物の取扱いを変更させた経緯やその詳細をわかりやすく説明し、理解を求めるとともに、残骨灰に含まれる

有価物の売却収入を斎場の適切かつ安定的な運営と施設やサービスの充実に充てていくなど、この収入が市民の利益に繋がるよう利用者や市民へより丁寧な説明を尽くされたい。

別記（請求人から提出のあった資料一覧）

別紙事実証明書－1 H30 年度本市と残骨灰処理業者との「1 円委託契約書」⇒H29 年度の契約書も有る。

別紙事実証明書－2 「川西市斎場指定管理者募集要項」平成 30 年 10 月 7 日の P.17 運営の“5. 具体的な運営内容について”の業者に対する質問事項のうち「⑧火葬残骨灰処理業務で派生する有価物の取り扱いに対する提案」を質問⇒本市は「残骨灰には有価物が含まれていること、それを売却できること並びに売却すればかなりの額が市の収入になること」を知っている証拠。

別紙事実証明書－3 残骨灰の所有権に関する「市の見解」令和 4（2022）年 11 月 7 日。

別紙事実証明書－4 「市長への陳情書」令和 5（2023）年 5 月 31 日

別紙事実証明書－5 「市長への提言」令和 5（2023）年 7 月 19 日

別紙事実証明書－6 「市長からの回答」令和 5（2023）年 6 月 26 日

別紙事実証明書－7 「川西市斎場に係る指定管理委員会（第 1 回）H30 年 9 月 12 日」会議録

別紙事実証明書－8 「総務常任委員会」H31 年 3 月 5 日 ー01 号

別紙事実証明書－9 「市長への提言（別紙事実証明書－5）」に対する R5 年 8 月 21 日付「市長からの回答」

別紙事実証明書－10 令和 6 年 3 月 18 日付「川西市斎場の管理運営に関する基本協定書」P.5（残骨灰に含まれる有価物の取り扱い第 24 条 1 項 2 項）

別紙事実証明書－11 再委託先から指定管理への関心表明書（売却見込み額最低でも 600 万円を市に納入することを約束）

別紙事実証明書－12 川西市斎場の管理運営に関する基本協定

別紙事実証明書－13 H30 年 10 月「川西市斎場指定管理業務仕様書」P.6 第 1 期協定の仕様書

別紙事実証明書－14 指定管理からの事業収支計画（H31 年 7 月～H35 年度の 4 年 9 ヶ月の事業収支表）が提出され、そこに火葬残骨灰処理業務の再委託費として金額「年間 3 万 6000 円」が記載

別紙事実証明書－15 H30 年 12 月 18 日開催の第 2 回川西市斎場に係る指定管理者選定委員会における議事録中の P.11 委員長と②社との問答

別紙事実証明書－16 上記議事録 P.26 の委員長と③社との問答

別紙事実証明書－17 H30 年度仕様書

別紙事実証明書－18 請求人作成の「残骨灰処理費の概要」

別紙事実証明書－19 R6 年度、業者からの提案書（残骨灰処理費用 281 万 2700 円/1 年）

別紙事実証明書－20 名古屋市の事例

別紙事実証明書－21 は、請求には関係がないので採用しない。

令和 6 年 7 月 2 5 日

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 中 井 成 郷